

和指第1205号  
令和2年3月25日  
(2020年)

各認知症対応型共同生活介護  
各特定施設入居者生活介護  
各地域密着型特定施設入居者生活介護  
各介護老人福祉施設  
各介護老人保健施設  
各介護療養型医療施設  
各介護医療院  
各地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業者様

和歌山市長 尾花正啓  
(公印省略)

#### 身体的拘束等の適正化及び身体拘束廃止未実施減算について

平素は、本市介護保険行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、身体拘束の適正化に向けた取り組みについては、平成30年度の改正により新たな基準が設けられており、基本報酬を減額する身体拘束廃止未実施減算についても見直しが行われたところです。

このたび、実地指導において、身体的拘束等の適正化の取組みが適切に行われていない事例が多々見受けられましたので、別紙のとおり、適切な取組みについて周知しますので、身体拘束の適正化の参考にしていただくとともに、各施設におかれましては、今一度ご確認ください。なお、身体拘束廃止未実施減算が適用となることが確認された場合は、当課あてご連絡いただきますようお願いいたします。

#### お問い合わせ先

担当：指導監査課

介護サービス指導班

電話：073-435-1319

FAX：073-435-1320

## 身体的拘束等の適正化及び身体拘束廃止未実施減算について

## ○ 対象サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（下線部分は平成30年度報酬改定により対象となったサービス）

※ ユニット型施設について、解釈通知で身体拘束に関する規定が準用されていませんが、厚生労働省に確認したところ、準用した取扱いとする旨の回答があったため、準用するものとします。

## ○ 減算方法

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、入所者等の全員について所定単位数の10%を減算する。

## ○ 減算要件

下記減算要件1～4のいずれか一つでも該当する場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。

1 身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない。

（現に身体的拘束等を行っていない場合でも、次の要件に該当する場合は身体拘束廃止未実施減算の対象となる。）

2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。

3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。

4 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない。

## 1 身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない。

- ・利用者本人や家族に対し、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間・時間帯・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る。
- ・身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。なお、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院については、医師が診療録に記載すること。
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するか常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。
- ・日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を行い、情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で

直近の情報を共有する。

**【事例】**

- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行うに当たり、身体拘束に関する説明書に拘束開始及び解除予定等の具体的な期日が記載されていない。
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行うに当たり、事前に利用者の家族に対し説明していることが確認できない。

## 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。

- ・委員会を設置し、身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、3月に1回以上開催すること。なお、3月に1回とは、前回委員会を開催した日の3月後の日の属する月中とする。（4月1日に開催した場合、次回は7月末までに開催しなければならない。）
- ・委員会の記録を残すとともに、その結果について、介護職員その他の従業者へ周知すること。
- ・委員会は幅広い職種（施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員等）により構成すること。（認知症対応型共同生活介護については、管理者及び従業者により構成すること。）
- ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと。（認知症対応型共同生活介護は除く。）
- ・委員の任命を行っていない場合は、委員会を設置していないものとする。また、委員の任命は役職ではなく、個人に対して行い、指針に記載すること。（別紙記載としてもよい。）
- ・委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。（認知症対応型共同生活介護は除く。）
- ・第三者や専門家を活用することが望ましい。（精神科専門医等の専門医の活用等）
- ・委員会の内容としては、具体的には、次のようなことが想定されるが、身体的拘束等を行っていない事業所においても、身体的拘束等の適正化対策を検討する内容とする。

- ①身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ②介護職員その他の従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- ③身体的拘束等の適正化のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
- ④事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

- ⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

**【事例】**

- ・委員会を設置していない。
- ・委員を任命していない。
- ・委員会を3月に1回以上開催していない。

### 3 身体的拘束適正化のための指針を整備していない。

- ・身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・当該指針には次の項目を盛り込むこと。

- ①事業所（施設）における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体的拘束適正化検討委員会その他事業所（施設）内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④事業所（施設）内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・指針はサービス種別ごとに作成すること。
- ・指針は各事業所（施設）における身体的拘束等の適正化のためのものであるため、明らかに内容が別の事業所（施設）のものである場合は、指針を整備していないものとする。
- ・指針を作成していても、従業者に周知していなければ適切に整備しているとは言えない。

**【事例】**

- ・指針を整備していない。
- ・指針は作成されていたが、必要な項目が盛り込まれていない。
- ・認知症対応型共同生活介護事業所における指針の内容が、他のサービスに係るものである。
- ・指針は作成されていたが、従業者に周知されていない。

### 4 身体的拘束等適正化のための定期的な研修を実施していない。

- ・身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を実施すること。
- ・研修の内容は、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発す

るとともに、当該事業所（施設）における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

- ・身体的拘束等の適正化のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること。
- ・研修の実施内容について記録すること。
- ・研修を行っていても、身体的拘束等の適正化についての内容が盛り込まれていない場合や、研修記録が確認できない場合は、研修を実施していないものとする。

#### 【事例】

- ・研修を年2回以上実施していない。
- ・新規採用時に研修を実施していない。
- ・研修を実施しているが、内容が身体的拘束等の適正化についてのものではない。
- ・口頭では研修を実施しているとのことであるが、記録が残っていない。

### 【留意点】

身体的拘束等は、「緊急やむを得ない場合」として、**切迫性**、**非代替性**、**一時性**の**3つの要件**を満たし、**適切な手続き**を経た場合に限り認められる。

#### ◆禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為とは、具体的には次のような行為が挙げられる。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

◆ 3つの要件

「緊急やむを得ない場合」については、次の3つの要件全てを満たす必要がある。

要 件		留 意 点
切 迫 性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。	身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで入所者等本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。	いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。 また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。
一 時 性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。	本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

※ ただし、3つの要件を満たすかどうかの判断は、担当のスタッフ個人（または数名）では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておくこと。

（参考）「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」戦推進会議）」

# **こどものバス送迎・安全徹底プラン**

～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～

令和4年10月12日

内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省・警察庁

## 緊急点検の結果の概要(1)

緊急点検の結果、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校(幼稚部)のうち、送迎用バスを運行しているのは、10,787施設、22,842台。

	運行している施設数	運行台数
保育所等	1,482施設	1,998台
認可外保育施設	818施設	1,555台
幼稚園	4,672施設	11,152台
認定こども園(幼保連携型)	2,434施設	5,066台
認定こども園(幼稚園型)	1,110施設	2,602台
認定こども園(保育所型)	229施設	385台
認定こども園(地方裁量型)	27施設	52台
特別支援学校(幼稚部)	15施設	32台
上記計	10,787施設	22,842台

※ 運行台数より所有台数が多い場合は、所有台数を計上

※ 特別支援学校(小学部～高等部)(707施設、4,917台)や児童発達支援・放課後等デイサービス(12,154事業所、15,910台 ※全送迎車両のうちバスや大きめのワゴン車等の推計値)は、緊急点検の対象ではないが、後述する安全装置の義務化の対象とする

※ 小・中学校(5,224施設、7,837台)、放課後児童クラブ(3,396クラブ、3,332台)は、後述する安全装置の義務化は行わないが、財政支援を行う方向で検討。

※ 運行している施設数及び運行台数については、一部推計値を含む

## 緊急点検の結果の概要(2)

	保育所	幼稚園	認定こども園	特別支援学校 (幼稚部)
連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認及び子どもの出欠状況に関する職員間における情報共有をしているか【常に行っていると回答した施設の割合】	93.8%	95.4%	93.9%	100.0%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(29.2%)	(36.5%)	(36.2%)	(40.0%)
登園の際、乗降時における子どもの人数、名前等を確認(乗車時は記録も含む。)しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	88.1%	90.2%	88.8%	100.0%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(39.8%)	(42.7%)	(44.8%)	(40.0%)
担任職員が、出欠確認の際、降車時の引継ぎ情報と当日の子どもの出欠に関する情報を突き合わせて確認しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	94.9%	95.6%	94.7%	93.3%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(33.4%)	(41.2%)	(39.7%)	(26.7%)
バスの運転手の他に、事故防止の観点で子どもの対応ができる職員を同乗させることとしているか	94.2%	98.5%	98.3%	100.0%
通常通園バスを運転・同乗する者とは別の者が通園バスを運転・同乗する場合、確認内容の手順等の引継ぎを行っているか	86.7%	95.8%	92.7%	100.0%
バス通園における子どもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか	46.7%	55.0%	51.5%	53.3%
バス内にセンサーを付けるなど、車内に子どもが残っていないか、見落としが無いようなシステム等を導入しているか	0.9%	1.7%	1.6%	0.0%

※ 回答のあった施設を母数として算出

※ 緊急点検の全体像については、実地調査の結果と合わせて、第5回関係府省会議で報告

## 有識者・先進自治体のヒアリング等の概要

9月15日にハード・ソフト両面の安全対策を視察し、園長等との意見交換を行うとともに、9月20日・29日の2回にわたり、先進自治体や有識者に対するヒアリングを実施

### 有識者からの主な提案

学校法人内野学園 内野 光裕理事長／全国小規模保育協議会 駒崎 弘樹理事  
東一の江幼稚園 田澤 里喜園長／吉川慎之介記念基金 吉川 優子代表理事  
甲南大学 前田 正子教授／東京学芸大学 渡邊 正樹教授

- ・ 安全装置の装備義務化
- ・ 動画やチェックリストなど、効果的なマニュアルの在り方
- ・ 重大事故の背景にあるヒヤリハットを見逃さないこと
- ・ すべての教職員が危機管理を行うという自覚をもつこと
- ・ 個々の職員の努力を超えた部分での安全対策
- ・ 安全に対する高い意識を持続するための工夫
- ・ 業務を重ねて増やさない取組の工夫

### 先進自治体の主な取組 (鳥取県、福岡県)

- ・ 車両送迎に係る安全管理ガイドラインや指針の策定
- ・ 県内教育・保育施設等対象の安全管理研修会  
(保育士のみならず運転手やパート職員を含めた全職員を対象)
- ・ 指導監査の見直し

## 今回の事案において明らかになっている園の対応の問題点

- ・ 園児のバス降車時に、運転者、乗務員ともに、送迎用バスに幼児が残っていないか、確認を行わなかった。
- ・ 運転者は、通常は送迎用バスを運転しない前園長が担当したが、園として降車時の人数確認等を含めた運転者の業務内容を明確に設定していなかった。一方、乗務員は、シルバー人材センターから派遣された者が担当したが、当該者には、降車時の人数確認等を業務内容として求めていなかった。
- ・ 降車時の人数確認等を手順として決めていなかった。
- ・ 当園は、登園管理システムを導入していたが、実際に降車した園児やその人数を確認せずにシステムに入力するなど、ミスを防ぐための適切な運用がなされなかった。
- ・ クラス補助の職員に対し、園は登園管理システムの適切な確認のタイミングを伝えておらず、同職員は、バスの到着前、かつ、保護者に伝えている入力期限の前に同システムを確認し、クラス担任に伝えたが、最終入力情報を確認しなかった。
- ・ クラス担任は、本児がいないことを認識し、欠席か遅刻だと思ったにもかかわらず、保護者への確認の連絡をしなかった。
- ・ 上記のとおり、園児の出欠について、職員間での共有や、保護者への確認ができていなかった。
- ・ 園全体として、バス送迎に関し、所在確認等の置き去り防止のための必要な手順を決め、各職員に周知することをしていなかった。

## 緊急対策の概要

### ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

### ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。

### ③ 安全管理マニュアルの作成

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

### ④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」

(1) 送迎用バスへの安全装置導入支援

(2) 登園管理システムの導入支援

(3) こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援

(4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

## 緊急対策① 安全装置の義務付け(1)

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

### (義務付けの内容)

- ① 降車時等に点呼等により幼児等の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備

### (法的効果等)

- ・ 指導監査等において、各園側で適切な対応が行われているか確認
- ・ 義務違反は、業務停止命令等の対象事由。  
当該命令違反は、罰則の対象事由となり得る。

### (今後のスケジュール)

令和4年11月 パブリックコメント  
 " 12月 公布  
 令和5年4月 施行※  
 ※②については、施行から1年間は経過措置を設ける

経過措置として、安全装置を装備するまでの間は、降車後に車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を可とする。

施設	改正府省令
幼稚園、幼稚園型認定こども園、特別支援学校	学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）
保育所、保育所型認定こども園	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号） ※省令の改正に伴う条例の改正を要する。

※ 地方裁量型認定こども園(告示・条例)、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業(厚労省令・条例)、児童発達支援事業(厚労省令・条例)、放課後等デイサービス(厚労省令・条例)、認可外保育施設(通知)は、( )内に記載した別途の措置を行う。

※ 小学校以上の学校(文科省令の幼稚園と同じ条文)、放課後児童クラブ(厚労省令)、保育所以外の児童福祉施設(助産施設、児童遊園、児童家庭センターを除く)(厚労省令・条例)、居宅訪問型保育事業(厚労省令・条例)は、②は義務付けないが、( )内に記載した措置により、保育所等と同様に、①を義務付ける。

# 緊急対策① 安全装置の義務付け(2) 整理表

【義務付け事項】 ① 乗車・降車時に点呼等により幼児等の所在を確認、② ①を実施する場合はバスに装置を備えて使用

	幼稚園 (特別支援学校 幼稚部、幼稚園 型認定こども園 含む)	幼保連携型 認定こども園 ※1	地方裁量型 認定こども園	保育所等	認可外 保育施設 ※2	障害児 通所支援等	特別支援学校 (小学部・中学 部・高等部)	小学校以上等 ※3
義務付け事項 ①の確保 (点呼)	○ 学校保健安全法施行規則(新設)	○ 学校保健安全法施行規則を準用(新設)	○ 認定こども園法に基づく大臣告示(新設)+条例	○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(新設)等+条例	○ 認可外保育施設指導監督基準(通知)の改正	○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(新設)等+条例	○ 学校保健安全法施行規則(新設)	○ 学校保健安全法施行規則(新設)等
義務付け事項 ②の確保 (安全装置)	○ 学校保健安全法施行規則(新設)	○ 学校保健安全法施行規則を準用(新設)	○ 認定こども園法に基づく大臣告示(新設)+条例	○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(新設)等+条例 ※保育所、家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)、児童発達支援センターに限る	○ 認可外保育施設指導監督基準(通知)の改正 ※ベビーシッターを除く	○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(新設)等+条例 ※児童発達支援事業、放課後等デイサービスに限る	○ 学校保健安全法施行規則(新設)	—
実効性	○ 学校教育法等	○ 認定こども園法	○ 認定こども園法	○ 児童福祉法等	○ 児童福祉法	○ 児童福祉法	○ 学校教育法等	○ 学校教育法等

- ※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則における準用条文の手当てが必要。
- ※2 認可外保育施設の義務づけについてのみ、省令改正ではなく指導監督基準(局長通知)の改正により行う予定。
- ※3 放課後児童クラブについては、小学校以上と同等の措置を講ずる。

## 緊急対策② 置き去り防止を支援する安全装置(仮称)の仕様に関するガイドライン

置き去り防止を支援する安全装置(仮称)の仕様に関するガイドラインは、関係府省令の改正による義務化を受け、早急にとりまとめを行う。

◆ 10月4日 国土交通省でワーキングを設置。

今後、関係者からのヒアリング等を通じ、年末までにガイドライン等を作成する。

ガイドラインのポイントは以下のとおり。

- ① ヒューマンエラーを補完する安全装置であること。
- ② 事業者(幼稚園等)への過度な負担とならないようにするため、既販車にも後付け可能な安全装置も視野に入れる。

日程	取組み内容
10月4日	幼児送迎用バス安全対策WG立ち上げ・第1回開催 →車両の安全における対策の方針・ガイドライン骨子・ヒアリングの質問票について合意
10月～11月	メーカーヒアリング等を通じ、ガイドラインの審議
12月中旬	幼児送迎用バス安全対策WG最終回開催 装置のガイドライン策定

## 緊急対策③ 安全管理マニュアル

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

◆安全管理マニュアルのポイントは以下のとおり。

○毎日使えるチェックシート

毎日見落としがないかを確実に確認する内容

○バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理

園での業務の流れが適切か確認する内容

○置き去り事故ゼロをめざす

ヒヤリ・ハット事例の共有、こども自らSOSを出せる支援

バスのラッピングやスモークガラスの使用に関する留意事項

○シンプルな構成

内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

※ 現場で運用していく中で、工夫すべき点など、様々な意見が出てくるのが想定される。これらの意見や静岡県の特導指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応していく。

※ 本マニュアルを各都道府県等に周知する際の事務連絡において、当事者家族等の精神的ケアの必要性について伝達

※ 行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリハット事例の収集や共有の方法などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ調査研究を実施。

## 緊急対策④ 早期のこどもの安全対策に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」

10月末を目途にとりまとめる「総合経済対策」に関連施策を位置づけ、早期に財政措置を講じる方向で検討

### (1) 送迎用バスへの安全装置の導入支援

装備が義務化されるブザーなど、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修を支援

### (2) 登園管理システムの導入支援

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登園管理システムの導入を支援

### (3) こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援

安全対策に資するGPSを活用したこどもの見守りサービスに係る機器等の導入を支援

### (4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

- ・安全管理マニュアルの理解が深まるよう、説明動画を作成するとともに研修の実施を支援
- ・送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成

(参考)

## 静岡県牧之原市の認定こども園における事案概要

### 1. 発生日

令和4年9月5日（月）

### 2. 発生園

学校法人榛原学園 川崎幼稚園（静岡県牧之原市）

※幼保連携型認定こども園

### 3. 事故状況

- ・朝8時48分、送迎用バスにて登園するも、バス内に約5時間取り残されたとみられ、同日14時10分頃、バス内にて心肺停止状態で発見され、緊急搬送されたが、その後病院で死亡が確認された。

#### <経過>

- ・8:00 18人乗りの中型バスに運転手、乗務員が乗車し園を出発。運転手は普段の職員ではなかった（当日の運転は園長が行った）。
- ・8:48 本児を含め6名の園児を乗せたバスが園に到着。乗務員は荷物を持ちながら、小さい子から降ろした。他の子には自分で降りてくるように声をかけながら門を開け園内に入った。その際、本児が降りたのか確認していなかった。
- ・運転手は、園児が全員降りたかどうか確認しなかった。
- ・クラス担当者は、欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった。
- ・14:10頃 降園のため、バスを開錠すると、運転手と乗務員（登園時とは別の職員）が倒れている本児を発見。警察に連絡、救急車を要請
- ・14:30頃 救急車到着。肺蘇生法等を実施し、病院へ搬送

## 当該事案を受けた初動対応

事案発生翌日(9月6日)には、初動対応として、内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名で、令和3年8月25日に周知(※)した、以下の留意事項等を再度示し、改めて安全管理の徹底について、各都道府県等に対し、周知。

### 留意事項等

- ①子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- ②登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
- ③送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
  - ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
  - ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること 等

※ 令和3年7月の福岡県中間市の認可保育所での同様の事案を受け、行ったもの

- 今回の静岡県牧之原市内の認定こども園における、大変痛ましい事故を踏まえ、政府として、子供の安全を守るための万全の対策を講じるため、こども政策担当大臣を中心に、関係府省が連携し、スピード感をもって、以下の事項に取り組んでください。
  - 1 送迎バスを有する全ての園に対して緊急点検を実施するとともに、都道府県や市町村の協力を得て、実地調査を実施すること。
  - 2 今回の事案がなぜ発生したのか、どのような問題があったかについて、関係者からのヒアリング等を行い、徹底的に洗い出すこと。
  - 3 こどもの安全対策を強化するため、安全管理マニュアルの整備、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、再発防止に向けて具体的な緊急対応策を、10月中に、とりまとめること。

## 緊急点検・実地調査の実施

### 緊急点検・実地調査

#### 1. 緊急点検

令和3年8月25日・令和4年9月6日に周知を行った安全管理の徹底に関する留意事項等を踏まえて、安全管理が適切に実施されているか、送迎バスを有する全ての施設に対して、緊急点検を実施。

※令和3年9月から点検実施までの状況を調査対象とする。

#### 2. 実地調査

送迎バスを有する施設に対して、地方自治体による、バス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査を実施。

### 点検・調査項目

具体的な点検・調査項目は、以下のとおり。

- ・ 連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認及び職員間における情報共有
- ・ 乗車時、降車時における子どもの人数確認などのチェック体制
- ・ 担任職員が、バスから降車した子どもの情報と当日の出欠に関する情報を突き合わせて確認したかなどの降車後の確認体制
- ・ 同乗職員がいるか、確認内容の手順等の引継ぎを行っているかなど、送迎バスの運行体制 等

## 関係府省会議の開催等

バス送迎に当たっての安全管理に関する具体的な対策等を示すため、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議の開催  
(構成員)

議長 こども政策担当大臣

- ・ 内閣官房こども家庭庁設立準備室長
  - ・ 内閣府子ども・子育て本部統括官
  - ・ 文部科学省総合教育政策局長
  - ・ 厚生労働省子ども家庭局長
- ※警察庁及び国土交通省がオブザーバー参加

### <経過>

- ・ 9月9日 総理指示  
第1回関係府省会議開催  
⇒全施設に対し緊急点検の実施、地方自治体による実地調査を開始（国が点検項目を提示）
  - ・ 9月15日 送迎バス運行におけるソフト・ハードそれぞれの事故防止対応を視察
  - ・ 9月20日 第2回関係府省会議開催（有識者からのヒアリング）
    - ・ 駒崎弘樹 全国小規模保育協議会理事
    - ・ 渡邊正樹 東京学芸大学教職大学院教授
    - ・ 吉川優子 吉川慎之介記念基金代表理事
  - ・ 9月29日 第3回関係府省会議開催（先進自治体・有識者からのヒアリング）
    - ・ 鳥取県 ・ 福岡県
    - ・ 内野光裕 学校法人内野学園理事長
    - ・ 前田正子 甲南大学マネジメント創造学部教授⇒「緊急対策とりまとめに当たっての基本方針」（こども政策担当大臣指示）
  - ・ 10月12日 第4回関係府省会議開催  
⇒緊急点検の結果確認、緊急対策のとりまとめ
- (今後の予定)
- ・ 12月下旬以降 第5回関係府省会議開催  
⇒地方自治体による実地調査の実施状況報告

## こどものバス送迎・安全徹底マニュアル

※ 本マニュアルは、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校におけるバス送迎に当たり、こどもの安全・確実な登園・降園のための安全管理の徹底に関するマニュアルです。

みんなの点呼で  
幼い生命を守る。

令和4年10月12日

内閣官房  
内閣府  
文部科学省  
厚生労働省



## 施設長・園長のみなさんへのお願い(本マニュアルの使い方)

本マニュアルは、園(注)の現場で送迎にかかわるすべての人を対象に作成しています。

- ・既にある園のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各園での取組の補助資料としてご活用ください。
- ・「1. 毎日使えるチェックシート」は、日々の送迎時におけるこどもの見落とし防止にすぐに活用いただけるシートです。チェックシートを運転手席に備え付けておくなどして、ご活用ください。
- ・「2. 園の体制の確認」「3. 送迎業務モデル例」は、日々の園の取組について、立ち止まって確認いただきたいことについてまとめました。これらを参考に、園長自ら定期的に園での取組状況を確認するとともに、園長のリーダーシップの下、研修や職員会議等の機会に送迎業務モデル例を用いて園の取組の振り返りや認識合わせをするなど、各園の実情に応じてご活用ください。
- ・その他、「4. ヒヤリ・ハットの共有」「5. こどもたちへの支援」「6. 送迎用バスの装備等」は、留意いただきたい点をまとめています。園長や主任職員、担任職員、運転手等の皆様には是非ご一読いただき、日々の保育・教育等に活かしていただくようお願いいたします。

(注)「園」には、保育所及び特別支援学校も含む。以下、本マニュアルにおいて同じ。

## <目 次>

1. 毎日使えるチェックシート	3
2. 園の体制の確認	4
3. 送迎業務モデル例	5
4. ヒヤリ・ハットの共有	7
5. こどもたちへの支援	7
6. 送迎用バスの装備等	8

\* 毎日使えるチェックシート(印刷用)は最終ページです。

## 1. 毎日使えるチェックシート

- バス送迎をどなたが担当しても、確実に見落としを防ぐことが重要です。
- 最終ページのシートを印刷して運転手席に備え付けておくなどして、見落としがないかの確認を毎日確実に行いましょう。

※活用例

10月1日(月): **登園** / 降園

- 同乗職員は、バスに乗る こどもの数を数えた。
- 同乗職員は、バスから降りた こどもの数を数え、全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、連絡のない こどもの欠席について、出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、車内に こどもが残っていないことを、椅子の下まで見落としがないか見て、確認した。

運転手: \_\_\_\_\_

同乗職員: \_\_\_\_\_

上記報告を受けた: \_\_\_\_\_

## 2. 園の体制の確認

バス送迎におけるこどもの安全の確保のためには、

- 全職員・関係者が共通認識をもって取り組むこと
- 園長の責任の下で、こどもの安全・確実な登園・降園のための安全管理を徹底する体制を作ることが重要です。

※ 園長自ら体制を定期的に確認しましょう。特に年度初めや職員の異動がある場合には必ず確認するようにしましょう。

### (安全管理の体制づくり)

- 送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成している。
- 出欠確認を行う時間、記録や共有方法等のルールを定めている。
- 運転手の他に職員が同乗する体制を作っている。
- 定期的に研修等を実施している。
- マニュアル等について全職員に周知・徹底している。
- マニュアル等を送迎用バス内、又は全職員が分かる場所に設置している。

※通常送迎用バスを運転・同乗する職員とは別の職員等が対応する場合に備え、運転・同乗する職員以外の職員も研修の参加対象とすることか必要です。

- ヒヤリ・ハットを共有する体制を作っている。
- 送迎用バスの運行を外部業者に委託している場合は、園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認している。

### (保護者との連絡体制の確保)

- 保護者に、欠席等の理由により送迎用バスを利用しない場合の園への連絡の時間や方法等のルールを伝えている。
- 園の送迎用バスのマニュアルを保護者と共有している。

※園の取組を保護者に伝え、日頃から理解・協力を得ることが大切です。

### (園長の責務)

- 園長は現場の責任者として、高い意識を持って、こどもの命を守るための安全管理に取り組んでいる。
- 園長は、職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組んでいる。

### 3. 送迎業務モデル例

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

#### ①登園時

##### 事前準備

- 運転手は、車両の点検（ライト、ランプの動作確認等）をしている。
- 園長・主任職員等は、運転手の健康状態を確認している。
- 出席管理責任者は、当日の出欠を確認し、乗車名簿に反映している。
- 出席管理責任者は、乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。

##### 乗車時（こどもが所定の場所で順次乗車）

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。
- 同乗職員は、バス停に乗車すべきこどもがいない場合や乗車しないはずのこどもがいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡している。  
⇒□ 連絡を受けた出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認している。
- 運転手は、乗車したこどもの着席を確認してから発車している。

##### 降車時（園に到着後、こどもが一斉に降車）

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録している。
- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。  
⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。

※「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

### 降車後（こどもが全員降車後）

- 担任（担当）職員は、乗車名簿とその日の出欠状況を照合し、出席管理責任者に報告している。
- ⇒□ 情報に齟齬がある場合、出席管理責任者は、速やかに出欠について確認を行うとともに、園長等に報告している。
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

## ②降園時

### 事前準備～乗車時（こどもが一斉に乗車）

- 出席管理責任者は、当日の出欠を反映させた乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。
- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。

### 降車時（こどもが所定の場所で順次降車）

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降りる場所でこどもを保護者に引き渡したことを確認し、記録している。
- 運転手は、降車したこどもの安全を確認してから発車している。

### 降車後（こどもが全員降車後）

- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。
- ⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

※ 送迎用バス内におけるこどもの席を指定しておくことは、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。

## 4. ヒヤリ・ハットの共有

※ 以下のポイントも、こどもの安全を守る上で重要です。

園長のリーダーシップの下、園の実情に応じて毎日の安全管理の取組に盛り込むことが重要です。

- ヒヤリ・ハット事例に気付いた職員は、すぐに園長に報告することとしている。
- ヒヤリ・ハット事例について職員間で共有する機会を設けるとともに、日頃から報告しやすい雰囲気づくりを行っている。
- 報告のあったヒヤリ・ハット事例を踏まえ、再発防止策を講じている。

※ 安全は日々の積み重ねで築かれます。職員の入れ替わり、こどもの入れ替わり等がありますので日々学び続けることが重要です。ヒヤリ・ハットから学び続ける姿勢が園の安全管理に関する機運を高めます。

※ 日々のミーティングや、定例の職員会議等でヒヤリ・ハットを取り上げる時間を設け、また、報告者に感謝を示す等して報告を推奨することが大切です。こうした取組によって、安全管理を大切にすることが職員の共通認識となります。

## 5. こどもたちへの支援

- 大人が万全の対応をすることでこどもを絶対に見落とさないことが重要ですが、万が一車内に取り残された場合の危険性をこどもたちに伝えるとともに、緊急時には外部に助けを求めるための行動がとれるよう、こどもの発達に応じた支援を行うことも考えられます。
- その際、こどもたちが園生活を通じてのびのびと育つことを第一に考え、送迎用バスに乗ることに不安を与えないよう十分留意する必要があります。

〔支援の例〕

- ・ 周囲に誰もいなくなってしまった場合を想定してクラクションを鳴らす訓練を実施
- ・ 乗降口付近に、こどもの力でも簡単に押せ、エンジンを切った状態の時だけクラクションと連動して鳴らすことができるボタンを設置

## 6. 送迎用バスの装備等

### (置き去り防止を支援する安全装置について)

- 園の送迎用バスについて、置き去り防止を支援する安全装置の装備を義務化します。
- バスの置き去り防止を支援する安全装置については、現在、様々な企業が開発に取り組んでいるところですが、安全装置として必要とされる仕様に関するガイドラインを国として令和4年中に定めることとしています。
- 園での購入・設置に当たっては、ガイドラインに適合している製品かどうかにご留意してください。
  - ※ ガイドラインに適合している製品について、ウェブサイトに掲載する等の対応を予定しています。
- 安全装置の装備後は、定期的に、動作していることを確認することが必要です。日々の送迎時において動作を確認するほか、園の安全計画等に定期的な点検について記載し、対応してください。

### (ラッピング・バス等について)

- 紫外線等を防止しこどもの健康や安全を守る等の観点から、送迎用バスにラッピングやスモークガラス等を使用する場合は、こどもの状況や保護者の意見なども踏まえて各園において適切な対応を決めていくことが重要です。
- その際、外から車内の様子がほとんど見えないほどのラッピングやスモークガラス等を使用することは、車内のこどもの存在が、外から全く気付いてもらえなくなってしまう、置き去りによる事故発生リスクを高めることにつながりますので、避けるべきと考えられます。

※本ページをコピーしてご利用ください。

月 日( ): 登園 / 降園

- 同乗職員は、  
バスに乗る こどもの数を数えた。
- 同乗職員は、  
バスから降りた こどもの数を数え、  
全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、  
連絡のない こどもの欠席について、  
出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、  
車内に こどもが残っていないことを、  
椅子の下まで見落としがないか見て、  
確認した。

運転手: \_\_\_\_\_

同乗職員: \_\_\_\_\_

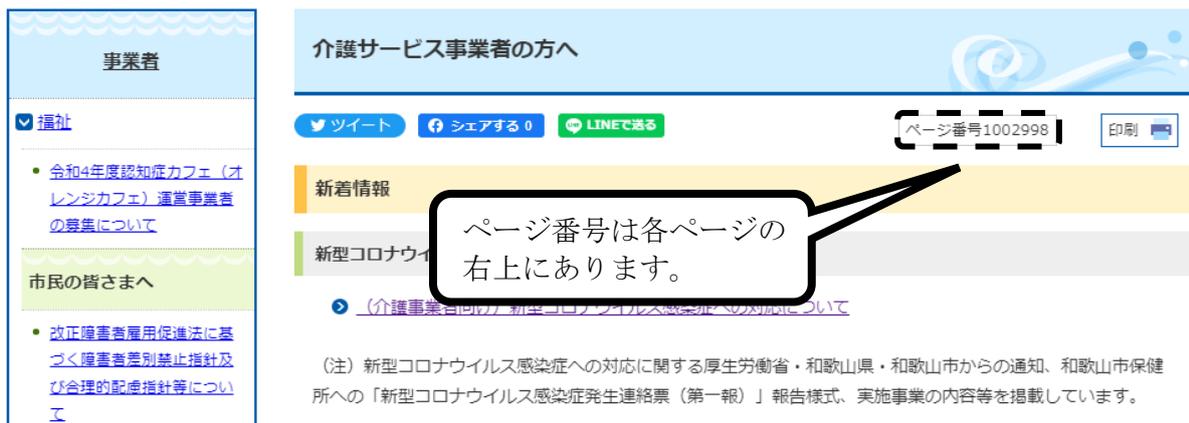
上記報告を受けた: \_\_\_\_\_

【各種申請・届出等、各加算等の届出】

当市ホームページを利用する際、ページ番号検索を活用ください。



現在の位置: [トップページ](#) > [事業者](#) > [福祉](#) > [介護サービス事業者の方へ](#)



現在の位置: [トップページ](#) > [事業者](#) > [福祉](#) > 介護サービス事業者の方へ

**事業者**

**福祉**

- 令和4年度認知症カフェ（オレンシカフェ）運営事業者の募集について

市民の皆さまへ

- 改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止指針及び合理的配慮指針等について

**介護サービス事業者の方へ**

ツイート シェアする 0 LINEで送る

ページ番号1002998 印刷

**新着情報**

ページ番号：1002998

新型コロナウイルス感染症について

[\(介護事業者向け\) 新型コロナウイルス感染症](#)

(注) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する所への「新型コロナウイルス感染症発生連絡票（第

新着情報はこちらに掲載します。

「介護サービス事業者の方へ」  
↓  
「新着情報」  
↓  
「その他」

**社会福祉法人・施設の方へ**

- [社会福祉法人・施設の方へ](#)

**高齢者施設及び事業所の皆様へ**

- 老人福祉法に基づく各種届出
- 有料老人ホームの事業者の方へ
- サービス付き高齢者向け住宅の事業者の方へ
- 介護老人ホーム及び軽費老人ホームの基準条例
- 社会福祉施設等への各種通知等
- 老人福祉施設等における事故報告の取扱いについて

**その他**

- [公益財団法人介護労働安定センター和歌山支部実施の経験交流会「十八歳からの十年介護～車椅子の母と過ごした奇跡の時間～」について \(PDF 843.4KB\)](#)
- [社会福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金交付事業の実施について \(R4.12.14通知\) \(PDF 195.7KB\)](#)
- [「管理者要件に関する調査（住宅介護支援および介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業）」について \(協力依頼\) \(R4.12.8通知\) \(PDF 3.0MB\)](#)
- [公益財団法人介護労働安定センター和歌山支部実施の無料セミナー・講習会リーフレットについて \(PDF 1.9MB\)](#)
- [和歌山市マイナンバーカード普及・促進事業等の周知について \(R4.10.26通知\) \(PDF 346.2KB\)](#)
- [【和歌山県・紀陽銀行共催】「介護サービス事業者向けBCPオンラインセミナー」の開催について \(R4.10.5通知\) \(PDF 754.5KB\)](#)
- [令和4年度和歌山県認知症介護実践者等養成研修事業の実施について \(R4.9.2通知\) \(PDF 879.4KB\)](#)
- [令和4年度介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について \(通知\) \(PDF 146.2KB\)](#)
- [介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について](#)
- [令和4年度介護の仕事未経験者向け介護基礎研修会・就職相談会について \(PDF 5.7MB\)](#)
- [【通所系サービス事業所宛】通所系サービスにおける入浴介助について \(通知\) \(R4.6.30通知\) \(PDF 140.9KB\)](#)
- [令和3年度介護職員（等特定）処遇改善加算に係る実績報告書の提出について \(通知\) \(R4.6.20通知\) \(PDF 151.9KB\)](#)
- [運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出について \(R4.5.18通知\) \(PDF 258.1KB\)](#)

## 各種申請・届出等

- [1. 新規指定（許可）申請](#)
- [2. 指定（許可）更新申請](#)
- [3. 変更・廃止・休止・再開・指定辞退に関する届出](#)
- [4. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [5. 「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について](#)
- [6. 居宅介護支援事業所の管理者要件について](#)
- [7. 居宅介護支援における特定事業所集中減算に関する届出](#)
- [8. 各種申請・届出書類等様式集](#)
- [9. 各サービスに係る付表](#)
- [10. 介護給付費算定に係る届出等様式集](#)
- [11. 事故報告書について](#)

(注) 通常の事故報告書及び新型コロナウイルス感染に係る事故報告書を掲載しています。

- [12. 保険医療機関等のみなし指定について](#)
- [13. 小規模多機能型居宅介護の独自報酬の算定に関する届出](#)
- [14. 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について](#)
- [15. 通所介護等における宿泊サービスに関する届出](#)
- [16. 地域密着型（介護予防）サービス事業者等の指定（許可）の取扱い](#)
- [17. 地域密着型サービスに係る運営推進会議、介護・医療連携推進会議及び外部評価に関する報告](#)
- [18. 和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う手続き等について](#)
- [19. 業務管理体制に関する届出](#)
- [20. 業務継続計画（BCP）の作成について](#)

(注) 老人福祉法に基づく各種届出に関する件につきましては、高齢者・地域福祉課のページをご覧ください。

[高齢者・地域福祉課](#)

(注) 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付ける居宅サービス計画の提出に関する件につきましては、介護保険課のページをご覧ください。

[介護保険課「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付ける居宅サービス計画の提出について」](#)

各種申請・届出を掲載しています。

「介護サービス事業者の方へ」



「各種申請・届出等」

## 運営指導等

和歌山市ホームページ  
「変更・廃止・休止・再開・  
指定辞退に関する届出」

## 事業者

### ▼ 福祉

#### > 介護サービス事業者の方へ

高齢者施設等の従事者等に対する抗原検査の実施について（通知）

「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について

高齢者福祉施設の避難確保における実態調査について（依頼）

非常用自家発電設備の整備状況調査について（通知）

介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について

「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた対応方針について

その他通知等

感染症等対策について

災害・防犯・事故等対策について

（介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症への対応について

（介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業の実施について

アスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査関連

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について

地域密着型通所介護について

新規指定（許可）申請

（介護予防）短期入所療養介護の新規指定申請に係る届出書類

訪問介護、予防給付型訪問サービス、生活支援型訪問サービスの新規指定申請に

## 変更・廃止・休止・再開・指定辞退に関する届出

ツイート

シェアする 0

LINEで送る

ページ番号1003106

印刷

ページ番号：1003106

介護サービス事業者等が、変更・廃止・休止・再開・指定辞退の届出を行うに当たっては、変更・廃止・休止・再開・指定辞退の届出を行う必要があり、変更・廃止・休止・再開・指定辞退の際には、所定の各届出様式に必要な添付書類を添えて提出してください。

各届出書及び添付書類については、サービスの種類ごとに作成して提出してください。ただし、居宅サービス等と介護予防サービスを一体的に運営している場合は、各届出様式及び添付書類は同一のものでかまいません。（運営規程等それぞれ個別にあるものは除きます。）

1. 居宅サービス事業
2. 介護予防サービス事業
3. 居宅介護支援事業
4. 介護老人福祉施設
5. 介護老人保健施設
6. 介護医療院
7. 介護療養型医療施設
8. 地域密着型（介護予防）サービス事業
9. 介護予防支援事業
10. 介護予防・生活支援サービス事業

※一体的に運営する通所介護と第1号通所事業の届出等、届出書の様式が異なる場合であっても、重複する添付書類について省略できる場合があります。詳細は下記の文書ファイルをご確認ください。

[PDF 第1号訪問事業、第1号通所事業を実施する事業所における申請・届出等書類の取扱いについて（PDF 118.4KB）](#)

### 提出期限

- 変更 変更の日から10日以内
- 廃止・休止 廃止又は休止の日の1か月前まで
- 再開 再開の日から10日以内
- 指定辞退 辞退の日の1か月前まで

各届出の提出期限までに提出してください。

### 提出先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班

### 提出部数

2部（1部は事業所の控えとしてお返しします。）

### 提出方法

原則、提出先に持参してください。ただし、やむを得ず持参できない場合は、郵送でも受け付けます。

### 郵送の場合

変更（廃止・休止・指定辞退・再開）届出書2部及びその他の書類（各1部）を簡易書留又はレターパックなど配達状況が確認できる方法で送付してください。

- 提出分以外に必ず申請者において控えを保管しておいてください。
- 複数の事業所等の届出書をまとめて郵送しても結構です。
- 変更（廃止・休止・指定辞退・再開）届出受理書（変更（廃止・休止・指定辞退・再開）届出書に受付印を押印したもの）を送付するための返信用封筒（必ずあて先を記入し、必要金額分の切手を貼付）を同封してください。

変更届出書 添付書類一覧表

- 共生型通所介護の新規指定

変更届出書 添付書類一覧表

「変更があった事項」  
こちらに記載のある事項が  
変更した場合、変更届出書  
の提出が必要です。

変更届出書に加えて、変更事項に応じた  
添付書類を添付して提出してください。

添付書類は主なものですので、他の添付書類が  
必要かどうかは、変更届出書の添付書類のうち写しの場合の**原本証明は不要**です。

添付書類によっては、別途変更申請等が必要になる

「添付書類」  
各変更があった事項に対し、  
変更届出書とこちらに記載の  
添付書類が必要です。

変更届出書 添付書類一覧表

- (介護予防) 特定施設入居者生活介護の新規指定申請に係る提出書類

- (介護予防) 福祉用具貸与の新規指定申請に係る提出書類

- 特定(介護予防) 福祉用具販売の新規指定申請に係る提出書類

- 生活支援型訪問サービスの新規指定申請に係る提出書類

- 短時間型通所サービスの新規指定申請に係る提出書類

- 居宅介護支援の新規指定申請に係る提出書類

- 介護予防支援、第1号介護予防支援の新規指定申請に係る提出書類

- 介護老人福祉施設の新規指定申請に係る提出書類

- 介護老人保健施設の許可(指定)申請に係る提出書類

- 介護医療院の許可(指定)申請に係る提出書類

- 夜間対応型訪問介護の新規指定申請に係る提出書類

- (介護予防) 認知症対応型通所介護の新規指定申請に係る提出書類

- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の新規指定申請に係る提出書類

- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の新規指定申請に係る提出書類

- 地域密着型特定施設入居者生活介護の新規指定申請に係る提出書類

変更届出書 添付書類一覧表

変更があった事項	添付書類
1.事業所(施設)の名称	付表、運営規程
2.事業所(施設)の所在地	付表、運営規程、平面図、写真、住宅地図等、施設整備等チェックリスト(※9)
3.法人の名称・主たる事務所の所在地	登記事項証明書・条例等【原本又は写し】、運営規程(※1)、事業所一覧(※2)
4.代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名	登記事項証明書【原本又は写し】、事業所一覧(※2)、誓約書(※8)、経歴書(※3)、資格証の写し(※3・7)
5.登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)	登記事項証明書・条例等【原本又は写し】、事業所一覧(※2)
6.事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	付表(※1)、平面図、写真、施設整備等チェックリスト(※9)
7.備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業)	入浴設備の概要、入浴設備の写真
8.事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴(介護老人保健施設を除く。)	付表、運営規程(※1)、勤務形態一覧表(※6・8)、経歴書(※11)、資格証の写し(※4・7)、誓約書(※8)
9.サービス提供責任者(訪問事業責任者)の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表、運営規程(※1)、勤務形態一覧表(※6・8)、経歴書(※10)、資格証の写し(※7・8)
10.運営規程	付表(※1)、運営規程、勤務形態一覧表(※5・6)、資格証の写し(※5・7)
11.協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	付表、協力医療機関等との契約書の写し
12.事業所の種別	付表、変更内容が確認できる書類
13.提供する居宅療養管理指導の種類	付表、運営規程(※1)
14.事業実施形態(単独型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別)	付表、運営規程(※1)
15.入院患者又は入所者の定員	付表、運営規程、勤務形態一覧表(※5・6)、資格証の写し(※5・7)
16.介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	変更内容が確認できる書類
17.福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあつては、委託先の状況及び契約等の内容)	平面図、標準作業書、写真、運営規程(※1)、委託契約書の写し(委託の場合のみ)
18.併設施設の状況等	変更内容が確認できる書類
19.介護支援専門員(計画作成担当者等を含む。)の氏名及びその登録番号	付表、介護支援専門員一覧(※1)、運営規程(※1)、勤務形態一覧表、資格証の写し(※7、8)、経歴書(※12)
20.連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	付表、指定訪問看護事業者との契約書の写し

事業者

福祉

介護サービス事業者の方へ

- 高齢者施設等の従事者等に対する抗原検査の実施について（通知）
- 「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について
- 高齢者福祉施設の避難確保における実態調査について（依頼）
- 非常用自家発電設備の整備状況調査について（通知）
- 介護職員等特定処遇改善加算について
- 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について
- 「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた対応方針について
- その他通知等
- 感染症等対策について
- 災害・防犯・事故等対策について
- （介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症への対応について
- （介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業の実施について
- アスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査関連
- 社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の

各種申請・届出書類等様式集

ツイート

ページ番号：1003147

ページ番号1003147

印刷

※記載例のある様式については、記載例を確認の上、作成してください。

1 新規指定（許可）申請様式

- 指定（許可）申請書（別記様式第1号）（Excel 64.5KB）
- 指定申請書（地域密着型サービス）（別記様式第1号）（Excel 54.0KB）
- 指定申請書（介護予防支援事業）（別記様式第1号）※地域包括支援センターが設置（Word 15.4KB）
- 第1号事業に係る指定事業者指定申請書（介護予防・日常生活支援総合事業）（別記様式第5号）（Word 25.6KB）

2 指定（許可）更新申請様式

- 指定（許可）更新申請書（別記様式第2号）（Excel 52.0KB）
- 指定更新申請書（地域密着型サービス）（別記様式第6号）（Excel 45.0KB）
- 指定更新申請書（介護予防支援事業）（別記様式第5号）※地域包括支援センターが設置（Excel 57.5KB）
- 第1号事業に係る指定事業者指定更新申請書（介護予防・日常生活支援総合事業）（別記様式第7号）（Word 25.2KB）
- 指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書（Word 14.6KB）

3 変更・再開・廃止・休止・指定辞退の書類様式

（居宅介護サービス）

- 変更届出書（別記様式第5号）（Excel 64.5KB）
- 再開届出書（別記様式第6号）（Excel 36.0KB）
- 廃止・休止届出書（別記様式第7号）（Excel 53.5KB）
- 指定辞退申出書（別記様式第8号）（Word 33.0KB）

居宅サービス（訪問・通所等）の変更届出書はこちら

（地域密着型サービス）

- 変更届出書（地域密着型サービス）（別記様式第2号）（Excel 60.0KB）
- 再開届出書（地域密着型サービス）
- 廃止・休止届出書（地域密着型サービス）
- 指定辞退申出書（地域密着型サービス）

地域密着型サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護等）の変更届出書はこちら

（日常生活支援総合事業）

- 第1号事業に係る指定事業者指定変更届出書（別記様式第9号）（Excel 58.5KB）
- 第1号事業再開届出書（別記様式第11号）（Word 18.3KB）
- 第1号事業廃止届出書（別記様式第10号）（Word 18.3KB）

総合事業の変更届出書はこちら

- 予防給付型訪問サービス
- 生活支援型訪問サービス
- 予防給付型通所サービス
- 短時間型通所サービス

※提出期限までに提出してください。  
また提出の際、2部必要となります（1部は事業所の控えとしてお返しします。）。

該当するサービスの付表を使用してください。

ページ番号1003105

印刷

※記載例のある様式については、記載

ページ番号：1003105

### 1 介護サービス事業者用

[\(付表1-1\) 訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス \(Excel 130.0KB\)](#) □

↑←←1番下のシートタブで様式を選択できます。

[\(付表1-2\) \(一部実施\) 訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス \(Excel 44.0KB\)](#) □

[\(付表2\) 訪問入浴 \(Excel 41.0KB\)](#) □

[\(付表3-1\) 訪問看護 \(Excel 70.0KB\)](#) □

[\(付表3-2\) 訪問看護 \(一部実施\) \(Excel 33.5KB\)](#) □

[\(付表4-1\) 訪問リハビリテーション \(Excel 38.0KB\)](#) □

[\(付表4-2\) 訪問リハビリテーション \(一部実施\) \(Excel 36.0KB\)](#) □

[\(付表5\) 居宅療養管理指導 \(Excel 40.5KB\)](#) □

[\(付表6-1\) 通所介護・地域密着型通所介護 \(療養通所\)・予防給付型通所サービス・短時間型通所サービス \(Excel 146.5KB\)](#) □

↑←←1番下のシートタブで様式を選択できます。

[\(付表6-2\) \(一部実施\) 通所介護・地域密着型通所介護・予防給付型通所サービス・短時間型通所サービス \(Excel 51.5KB\)](#) □

[\(付表7\) 通所リハビリテーション \(Excel 100.5KB\)](#) □

[\(付表8-1\) 短期入所生活介護 \(単独型\) \(Excel 46.0KB\)](#) □

[\(付表8-2\) 短期入所生活介護 \(特養空床利用・併設事業所型\) \(Excel 51.0KB\)](#) □

[\(付表8-3\) 短期入所生活介護 \(特養以外の併設事業所型\) \(Excel 50.5KB\)](#) □

[\(付表9\) 短期入所療養介護 \(Excel 46.0KB\)](#) □

[\(付表10\) 特定施設入居者生活介護 \(Excel 48.5KB\)](#) □

[\(付表11\) 福祉用具貸与 \(Excel 64.0KB\)](#) □

[\(付表12\) 特定福祉用具販売 \(Excel 60.0KB\)](#) □

[\(付表13\) 居宅介護支援 \(Excel 68.0KB\)](#) □

[\(付表13-2\) \(第1号\) 介護予防支援 \(※地域包括支援センターが設置\) \(Excel 41.0KB\)](#) □

[\(付表14\) 介護老人福祉施設 \(Excel 50.5KB\)](#) □

[\(付表15\) 介護老人保健施設 \(その1・その2\) \(Excel 76.5KB\)](#) □

[\(付表16-1\) 介護療養型医療施設 \(病院\) \(その1・その2\) \(Excel 249.5KB\)](#) □

[\(付表16-2\) 介護療養型医療施設 \(診療所\) \(Excel 83.0KB\)](#) □

[\(付表17\) 介護医療院 \(Excel 55.5KB\)](#) □

### 2 地域密着型サービス事業者用

[\(付表1-1\) 夜間対応型訪問介護 \(Word 53.0KB\)](#) □

[\(付表1-2\) 夜間対応型訪問介護 \(一部実施\) \(Word 34.5KB\)](#) □

[\(付表2-1\) 認知症対応型通所介護 \(単独・併設型\) \(Word 53.0KB\)](#) □

[\(付表2-2\) 認知症対応型通所介護 \(共用型\) \(Word 55.5KB\)](#) □

[\(付表2-3\) 認知症対応型通所介護 \(一部実施\) \(Word](#)

[\(付表3-1\) 小規模多機能型居宅介護 \(Word 72.0KB\)](#) □

[\(付表3-2\) 小規模多機能型居宅介護 \(一部実施\) \(Word](#)

[\(付表4\) 認知症対応型共同生活介護 \(Word 59.0KB\)](#) □

[\(付表5\) 地域密着型特定施設入居者生活介護 \(Word 64.5KB\)](#) □

[\(付表6\) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 \(Word 80.5KB\)](#) □

[\(付表7-1\) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 \(Word 62.0KB\)](#) □

[\(付表7-2\) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 \(一部実施\) \(Word 36.0KB\)](#) □

[\(付表8-1\) 看護小規模多機能型居宅介護 \(Word 29.3KB\)](#) □

[\(付表8-2\) 看護小規模多機能型居宅介護 \(一部実施\) \(Word 23.2KB\)](#) □

介護サービス事業者用の  
付表はこちら

地域密着型サービス事業者用の  
付表はこちら

- 介護サービス事業者の方へ
- 高齢者施設等の従事者等に対する抗原検査の実施について (通知)
- 「科学的介護情報システム (LIFE)」の活用等について
- 高齢者福祉施設の遊戯確保における実態調査について (依頼)
- 非常用自家発電設備の整備状況調査について (通知)
- 介護職員等特定処遇改善加算について
- 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について
- 「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた対応方針について
- その他通知等
- 感染症等対策について
- 災害・防犯・事故等対策について
- (介護事業者向け) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- (介護事業者向け) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業の実施について
- アスベスト(石綿)等及びアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査関連
- 社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等及びアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査の実施について
- 地域密着型通所介護について
- 新規指定(許可)申請
- (介護予防)短期入所療養介護の新規指定申請に係る提出書類
- 訪問介護・予防給付型訪問サービス、生活支援型訪問サービスの新規指定申請に係る提出書類
- 共生型訪問介護の新規指定

- 事業者**
- ▼ [福祉](#)
  - ▶ [介護サービス事業者の方へ](#)
    - 高齢者施設等の従事者等に対する抗原検査の実施について (通知)
    - 「科学的介護情報システム (LIFE)」の活用等について
    - 高齢者福祉施設の遊戯確保における実態調査について (依頼)
    - 非常用自家発電設備の整備状況調査について (通知)
    - 介護職員等特定処遇改善加算について
    - 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について
    - 「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた対処方針について
    - その他通知等
    - 感染症等対策について
    - 災害・防犯・事故等対策について
    - （介護事業者向け）新型コ
    - ロウイルス感染症への対応について
    - （介護事業者向け）新型コ
    - ロウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業の実施について
    - アスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査関連
    - 社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の

**介護給付費算定に係る体制等に関する届出**

ツイート シェアする 0 LINEで送る

ページ番号1003138 印刷

**1 届出日と算定開始月**

ページ番号：1003138

介護給付費算定に係る体制等に関する届出は、提出日より提出期限までに届出が受理される必要があります。  
※「みなし指定」されるサービスについても、加算等の算定を行うに当たっては、届出が必要です。  
※介護予防・日常生活支援総合事業における「生活支援型訪問サービス」及び「短時間型通所サービス」については、加算・減算は適用されませんので、届出は不要です。

**提出期限**

サービス	届出日と算定開始月
訪問介護／予防給付型訪問サービス （介護予防）訪問入浴介護 （介護予防）訪問看護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）居宅療養管理指導 通所介護／予防給付型通所サービス （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）福祉用具貸与 居宅介護支援 【地域密着型サービス】 夜間対応型訪問介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	毎月15日（翌月から算定） （注）
（介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）短期入所療養介護 （介護予防）特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 【地域密着型サービス】 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	毎月末日（翌月から算定） （受理日が1日の場合はその月から算定） （注）
（注1）（介護予防）訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスにおける緊急時訪問看護加算	随時（届出を受理した日から算定）
（注2）各サービスにおける介護職員処遇改善加算	【年度途中で算定を受ける場合】 算定を受ける月の前々月末日 【年度途中で加算の区分変更を行う場合】 他の加算等と同様の取扱い

※各サービスに設定している届出日までに提出してください。  
また提出の際、2部必要となります（1部は事業所の控えとしてお返しします。）。

## 介護給付費算定に係る届出に必要な書類

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費算定に係る体制等に関する状況等一覧表
- ③各加算に必要とされる添付書類

現在の位置： [トップページ](#) > [事業者](#) > [福祉](#) > [介護サービス事業者の方へ](#) > [介護給付費算定](#)

和歌山市ホームページ  
「介護給付費算定に係る届出等様式集」

事業者

福祉

介護サービス事業者の方へ

高齢者施設等の従事者等に対する抗原検査の実施について (通知)

「科学的介護情報システム (LIFE)」の活用等について

高齢者福祉施設の避難確保における実態調査について (依頼)

介護給付費算定に係る届出等様式集

ツイート ページ番号：1003137

ページ番号1003137 印刷

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表等

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

① (別紙2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (居宅・施設) (Excel 25.0KB) □

(別紙3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (地域密着型・居宅介護支援・介護予防支援) (Excel 25.8KB) □

↑←←居宅介護支援・地域密着型通所介護はこちら

(別紙3-3) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (予防給付型サービス) (Excel 44.0KB) □

↑←←予防給付型サービスはこちら (介護予防・日常生活支援総合事業)

### ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (サービスにより様式が異なります)

- ・居宅、施設、介護予防サービス (別紙2)
- ・地域密着型、居宅介護支援、介護予防支援 (別紙3-2)
- ・予防給付型サービス (介護予防・日常生活支援総合事業) (別紙3-3)

※該当するサービスの様式をダウンロードし、記載の上提出してください。

非常用自家発電設備の整備状況調査について (通知)

介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護給付費算定に係る体制等に関する体制等状況一覧表

② (別紙1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (居宅・施設・居宅介護支援) (Excel 167.3KB) □

(別紙1-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護予防サービス) (Excel 90.5KB) □

(別紙1-3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (密着型サービス) (Excel 76.1KB) □

↑←←地域密着型通所介護はこちら

(別紙1-4) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (予防給付型サービス) (Excel 26.1KB) □

↑←←予防給付型サービスはこちら (介護予防・日常生活支援総合事業)

### ②介護給付費算定に係る体制等に関する体制等状況一覧表 (サービスにより様式が異なります)

- ・居宅、施設、居宅介護支援 (別紙1)
- ・介護予防サービス (別紙1-2)
- ・地域密着型サービス (別紙1-3)
- ・予防給付型サービス (介護予防・日常生活支援総合事業) (別紙1-4)

※該当するサービスの様式をダウンロードし、記載の上提出してください。

・災害・被災・事故等に関連  
について

・(介護事業者向け) 新型コロナ  
ウイルス感染症への対  
応について

・(介護事業者向け) 新型コロナ  
ウイルス感染症に係る  
介護サービス継続支援事業  
の実施について

・アスベスト(石綿)等及び  
アスベスト(石綿)含有保  
温材等使用実態調査関連

・社会福祉施設等における吹  
付けアスベスト(石綿)等  
及びアスベスト(石綿)含  
有保温材等使用実態調査の  
実施について

・地域密着型通所介護につい  
て

### サービスごとの添付書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出については、サービスの種類ごとに添付書類が異なります。  
該当するサービスのリンク先から提出書類を確認し、必要な申請書類を準備してください。

#### 居宅サービス・介護予防サービス・予防給付型サービス(総合事業)

- ③ [訪問介護・予防給付型訪問サービスの介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [\(介護予防\) 訪問入浴介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [\(介護予防\) 訪問看護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [\(介護予防\) 訪問リハビリテーションの介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [\(介護予防\) 居宅療養管理指導の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [通所介護・予防給付型通所サービスの介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [\(介護予防\) 通所リハビリテーションの介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [\(介護予防\) 特定施設入居者生活介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [\(介護予防\) 福祉用具貸与の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [\(介護予防\) 短期入所生活介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [\(介護予防\) 短期入所療養介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)

### ③各加算に必要とされる添付書類

該当するサービスをクリックすると、添付書類が掲載されているページが表示されます。

- ・居宅サービス、介護予防サービス、予防給付型サービス(介護予防・日常生活支援総合事業)
- ・居宅介護支援
- ・地域密着型(介護予防)サービス(地域密着型通所介護の場合、予防給付型通所サービスとなります。)

※例として訪問介護・予防給付型サービスの介護給付費算定に係る体制等に関する届出のページを示していますが、体制等届出を予定しているサービスのページからダウンロードしてください。

算定に係る体制等に関する届出

事業者

### 訪問介護・予防給付型訪問サービスの介護給付費算定に係る体制等に関する届出

Twitter
シェアする
LINEで送る

ページ番号1025725
更新日 令和4年3月30日
印刷

添付書類一覧表

[添付書類一覧表\(訪問介護・予防給付型訪問サービス\) \(Word 21.1KB\)](#)

各様式

- [\(別紙15\) 定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書\(訪問介護事業所\) \(Excel 20.2KB\)](#)
- [\(別紙7-1\) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表\(訪問系・居宅介護支援・介護予防支援\) \(Excel 88.5KB\)](#)  
↑ ← 「訪問系」のシートを選択してください。
- [\(別紙10\) 特定事業所加算\(Ⅰ\)～\(Ⅳ\)に係る届出書\(訪問介護事業所\) \(Excel 26.1KB\)](#)
- [\(参考様式22\) 人材要件に係る算出表\(訪問介護・予防給付型訪問サービス\) \(Excel 35.5KB\)](#)
- [\(別紙10-2\) 特定事業所加算\(Ⅴ\)に係る届出書\(訪問介護事業所\) \(Excel 21.1KB\)](#)
- [\(参考様式22-1\) 人材要件に係る算出表\(区分5算定用\) \(Excel 29.5KB\)](#)
- [\(参考様式29\) 実務経験証明書 \(Excel 42.0KB\)](#)
- [\(参考様式28\) 重度介護者等対応要件に係る算出表 \(Excel 34.5KB\)](#)
- [\(別紙26\) 認知症専門ケア加算に係る届出書 \(Excel 25.9KB\)](#)

該当する加算の届出に必要な添付書類をダウンロードし、記載いただき提出してください。

サービス種類	届出の種類	添付書類
訪問介護	①施設等の区分・通院等乗降介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送法の許可証の写し</li> <li>・運賃の認可証の写し</li> <li>・二種免許取得者の免許証の写し</li> <li>・二種免許取得者のヘルパー研修修了書の写し</li> <li>・車両の写真(車両ナンバー、車体の表示が確認できるもの)</li> <li>・車両の車検証の写し</li> </ul> <p>※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。 (訪問介護の内容に通院等乗降介助を明記)</p>
	②定期巡回・随時対応サービスに関する状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(別紙15)</li> <li>・指定定期巡回通知書の写し</li> <li>・指定定期巡回(指定を受</li> </ul>
	③特定事業所加算(Ⅰ)①～⑥(Ⅱ)①～⑤(Ⅲ)①、②、⑥(Ⅳ)①～④、⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ・ 特定事業所加算に係る届出書(別紙10) 又は 特定事業所加算(Ⅴ)に係る届出書(別紙10-2)</li> </ul> <p>★当該届出書にある各要件を満たす場合については、それぞれ根拠(※)となる書類も提出してください。 ※ 研修計画表(様式は問いません。)</p>

算定の届出を行う加算

算定を行うために必要な書類

「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について」

現在の位置： [トップページ](#) > [介護加算について](#)

事業者

☑ 福祉

> [介護サービス事業者の方へ](#)

• [高齢者施設等の従事者等に対する抗原検査の実施について（通知）](#)

• [地域密着型サービス運営委員会委員の募集について](#)

• [【受付終了】国における医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業に係る配布希望調査について（R3.8.6通知）](#)

• [「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について](#)

• [高齢者福祉施設の避難確保における実態調査について（依頼）](#)

• [非常用自家発電設備の整備状況調査について（通知）](#)

• [介護職員等特定処遇改善加算について](#)

• [介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について](#)

• [「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた対処方針について](#)

• [その他通知等](#)

• [感染症等対策について](#)

• [災害・防犯・事故等対策について](#)

• [「（介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症への対応について」](#)

• [「（介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業の実施について」](#)

• [アスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査関連](#)

• [社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について](#)

• [地域密着型通所介護について](#)

• [新規指定（許可）申請](#)

• [（介護予防）短期入所療養介護の新規指定申請に係る提出書類](#)

• [訪問介護、予防給付型訪問サービス、生活支援型訪問サービスの新規指定申請に係る提出書類](#)

• [共生型訪問介護の新規指定](#)

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について

ツイート 0

ページ番号：1027655

ページ番号1027655

印刷

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の算定について

介護職員の処遇改善については、これまで介護職員処遇改善加算の充実が図られるとともに、令和元年10月に介護職員等特定処遇改善加算が創設されるなど、その改善に向けた取組が行われております。

令和3年度には、介護職員処遇改善加算の職場環境等要件の見直しや介護職員等特定処遇改善加算の平均の賃金改善額の配分ルールの見直し等が盛り込まれた制度改正が行われました。

さらに、令和4年10月以降は、大臣折衝事項（令和3年12月22日）において、「令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講ずることとする」とされ、これを前提に、都道府県が実施主体の「介護職員処遇改善支援補助金」（※令和4年2月から9月までの措置。）と同様の措置とする「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されます。

基本的な考え方等

令和4年10月以降の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算取得にあたり、以下の「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（介護保険最新情報vol.1082）」を必ずご確認ください。

★「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報Vol.1082）（PDF 3.4MB）

ご参考（令和4年6月21日付一部改正以前の資料）

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正（介護保険最新情報vol.1075）（PDF 2.2MB）

「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（PDF 1.9時点）

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の算定を検討している場合は、必ず確認してください。

（厚）

厚生労働省の委託を受けた有限責任監査法人の取得を支援するためのオンライン形式での実施を実施します。

令和3年度介護職員処遇改善加算に関するQ&A（令和3年3月19日）（PDF 207.0KB）

Q&A

※今後、厚生労働省よりQ&A等が発出されましたら、本ページに掲載させていただきますのでご承知くださいますようお願いいたします。

「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A（平成29年3月16日）」の送付について（介護保険最新情報vol.583）（PDF 165.3KB）

「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）（平成31年4月12日）」の送付について（介護保険最新情報vol.719）（PDF 143.3KB）

「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.2）（令和元年7月23日）」の送付について（介護保険最新情報vol.734）（PDF 622.3KB）

「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和元年8月29日）」の送付について（介護保険最新情報vol.738）（PDF 347.5KB）

「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.4）（令和2年3月30日）」及び「居宅介護支援の退院・退所加算に関するQ&A（令和2年3月30日）」の送付について（PDF 845.5KB）

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）（令和3年3月19日）（介護保険最新情報Vol.941）（PDF 1.2MB）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第19報）（令和3年3月22日）（介護保険最新情報vol.946）（PDF 545.5KB）

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関するQ&Aの送付について（令和3年6月29日）（介護保険最新情報Vol.993）（PDF 173.5KB）

・介護老人保健施設の許可  
(指定)申請に係る提出書類

・介護医療院の許可(指定)  
申請に係る提出書類

・夜間対応型訪問介護の新規  
指定申請に係る提出書類

### 変更に係る届出書について

介護サービス事業者は、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する際に提出した計画書に変更があった場合には、変更に係る届出書を提出してください。なお、変更事項、提出書類及び提出期限については、次のとおりです。

 [変更事項、提出書類及び提出期限 \(PDF 96.3KB\)](#)

変更が生じた場合、  
変更届出が必要となります。

変更事項により提出書類及び提出期限が異なりますので、  
「変更事項、提出書類及び提出期限」を確認してください。

変更事項	提出期限
① <b>【法人等に関する事項】【共通】</b> 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	前々月の末日
② <b>【対象事業所に関する事項】【共通】</b> 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る介護サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)	新規指定に伴う事業所増の場合 前々月の末日 廃止に伴う事業所減の場合 1か月前
③ <b>【キャリアパス要件に関する変更】【処遇改善加算】</b> キャリアパス要件に関する適合状況の変更(該当する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。)	前月の15日または前月の末日(サービスの種別により異なる) ※他加算と同様の取扱い
④ <b>【介護福祉士等配置要件に関する変更】【特定加算】</b> ・介護福祉士の配置等要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合	前月の15日または前月の末日(サービスの種別により異なる) ※他加算と同様の取扱い
⑤ <b>【就業規則に関する事項】【共通】</b> 就業規則を改正(介護職員の処遇に関する内容に限る。)	変更が生じた後、速やかに
⑥ <b>【キャリアパス要件等に関する変更】【処遇改善加算】</b> キャリアパス要件等に関する適合状況の変更(処遇改善加算(Ⅲ)を算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の要件間の変更が生じる場合に限る。)	変更が生じた後、速やかに

[「介護予防」認知症対応型通所介護の新規指定申請に係る提出書類](#)

● [「\(介護予防\)小規模多機能型居宅介護の新規指定申請に係る提出書類](#)

● [「\(介護予防\)認知症対応型共同生活介護の新規指定申請に係る提出書類](#)

● [地域密着型特定施設入居者生活介護の新規指定申請に係る提出書類](#)

● [地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の新規指定申請に係る提出書類](#)

● [定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新規指定申請に係る提出書類](#)

● [看護小規模多機能型居宅介護の新規指定申請に係る提出書類](#)

● [地域密着型通所介護、予防給付型通所サービス、短時間型通所サービスの指定更新申請に係る提出書類](#)

● [共生型地域密着型通所介護の新規指定申請に係る提出書類](#)

● [指定\(許可\)更新申請](#)

● [「\(介護予防\)短期入所療養介護の指定更新申請に係る提出書類](#)

● [地域密着型通所介護、予防給付型通所サービス、短時間型通所サービスの指定更新申請に係る提出書類](#)

● [変更・廃止・休止・再開・指定終了に関する届出](#)

● [介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)

● [介護老人福祉施設の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)

● [居宅介護支援における特定事業所費中減算に関する届出](#)

● [居宅介護支援事業所の管理善要件について](#)

● [各種申請・届出書類等様式集](#)

● [各サービスに係る付表](#)

● [介護給付費算定に係る届出等様式集](#)

● [地域密着型通所介護、予防給付型通所サービスの介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)

● [地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)

● [定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)

● [看護小規模多機能型居宅介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)

● [地域密着型特定施設入居者生活介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)

● [夜間対応型訪問介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)

● [「\(介護予防\)認知症対応型通所介護の介護給付費算定](#)

## 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について

介護サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出していただくことになります。

令和3年度介護職員（等特定）処遇改善実績報告書の提出について、令和3年度介護職員（等特定）処遇改善計画に基づき当加算を取得した事業者様におかれましては、令和4年7月29日（金曜日）までに本市まで実績報告書の提出が必要です。具体的な提出方法については、次の通知をご参照ください。

📄 [令和3年度介護職員（等特定）処遇改善加算に係る実績報告書の提出について（R4.6.21通知）](#) [\(PDF 151.9KB\)](#) [□](#)

### 提出書類

#### 提出書類

- 介護職員（等特定）処遇改善加算実績報告用チェックリスト
- 実績報告書（別紙様式3-1）
- 実績報告書（別紙様式3-2）

**注意：**各月の給与明細や勤務記録、国民健康保険団体連合会から毎月送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の写し(5月～翌年4月審査分)等、実績報告書の積算根拠となる資料については提出の必要はありませんが、別途、本市から求める場合がありますので、求められた場合は、速やかに提出できるよう適切に保管しておいてください。

### 特別な事情に係る届出について

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、「特別な事情に係る届出書」の提出が必要です。

年度を超えて職員の賃金水準を引き下げることとなった場合は、次年度の加算を取得するために必要な届出を行う際に、特別な事情に係る届出書を再度提出する必要があります。

また、職員の賃金水準を引き下げた後に状況が改善した場合には、可能な限り速やかに職員の賃金水準を、引き下げ前の水準に戻してください。

### 介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件として、介護サービス情報の公表制度や各事業者のホームページを活用する等により、同加算の取得状況及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、外部から見える形で公表することが必要です（「見える化要件」）。

📄 [介護職員等特定処遇改善加算取得に係る介護サービス情報の公表制度の活用について（R2.11.18依頼）](#) [\(PDF 121.9KB\)](#) [□](#)

### 介護職員処遇改善支援補助金に係る申請手続きについて

介護職員処遇改善支援補助金の実施主体は都道府県であるため、報告書や計画書等の提出書類については、本市ではなく和歌山県長寿社会課介護サービス指導室宛にご提出いただきますようお願いいたします。

📄 [Vol.1114「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol.4）（令和4年12月2日）」の送付について](#) [\(PDF 342.6KB\)](#) [□](#)

📄 [Vol.1048「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol.3）（令和4年3月23日）」の送付について](#) [\(PDF 504.6KB\)](#) [□](#)

📄 [Vol.1037「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol.2）（令和4年2月22日）」の送付について](#) [\(PDF 170.7KB\)](#) [□](#)

📄 [Vol.1031「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（令和4年1月31日）」の送付について](#) [\(PDF 482.4KB\)](#) [□](#)

📄 [介護職員処遇改善支援補助金に係る事務手続きについて（R4.3.3通知）](#) [\(PDF 225.8KB\)](#) [□](#)

📄 [介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について（R4.2.3通知）](#) [\(PDF 467.5KB\)](#) [□](#)

📄 [介護職員処遇改善支援補助金に係る申請手続きについて（R4.4.5通知）](#) [\(PDF 167.6KB\)](#) [□](#)

📄 [介護職員処遇改善支援補助金に係る情報提供について（R4.1.18通知）](#) [\(PDF 2.6MB\)](#) [□](#)

📄 [介護保険最新情報Vol.1066（R4.4.14付事務連絡）](#) [\(PDF 1.1MB\)](#) [□](#)

### 様式へのリンク

※記載例のある様式については、記載例を確認の上、

📄 [介護給付費算定に係る届出等様式集](#)

### その他のリンク

📄 [【和歌山県】介護職員処遇改善支援補助金ホームページ（外部リンク）](#) [□](#)

提出する書類の様式はこちらです。

## 電子メールを活用した情報伝達のための メールアドレス登録について

平素は、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、現在、メール登録されていない法人につきましては、郵送による情報提供を実施していますが、情報を一層迅速に貴事業所・施設へお伝えするために、電子メールの活用を促進しています。

つきましては、電子メールのアドレスを和歌山市指導監査課に登録されていない法人におかれましては、お手数ですが1に記載している登録方法により登録していただきますようご協力お願いいたします。

なお、電子メールによる情報伝達は、各法人に対し1配信のみとしますので、登録するメールアドレスも各法人当たり1つとします。

### 1 指導監査課への登録方法

- 送信先メールアドレス : shidokansa\_hojin@city.wakayama.lg.jp
- 件名 : メールアドレスの登録 (法人の名称)
- メール本文 : 法人の名称  
: 法人の主たる事務所の所在地・電話番号・FAX番号

### 2 登録後について

登録した内容に変更が生じた場合は、メールにて本文に法人名及び変更の内容を記載し、登録内容の変更の旨がわかるような件名 (例 メールアドレスの登録内容の変更 (法人の名称)) で送信をお願いします。

担当：和歌山市指導監査課  
介護事業所指定班  
TEL：073-435-1319  
FAX：073-435-1320